

関光ロジ NEXT 株式会社

次世代活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を遺憾なく発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

2026年4月1日～2028年3月31日

2 内 容

●目 標①

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得率を 30%以上とする。

2026年4月～ 男性育児休業取得率向上に向け、周知・理解度向上のための体制構築

2027年4月～ 周知・理解度向上のための個別説明会、育休取得推奨メッセージ発信

●目 標②

女性及び有期雇用の女性の育休取得率がそれぞれ 75%以上とする。

2026年4月～ 生成 AI で育休取得に関する窓口チャット作成する。

2027年4月～ 産休・育休からの円滑な職場復帰を支援するため、復帰前面談と復帰後フォローアップ面談を強化する。

●目 標③

全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月 30 時間未満とし、かつ、月平均の時間外労働 60 時間以上の労働者がいない状態にする。

2026年4月～ 労働基準法に準拠した勤怠管理システムを活用し、月間の時間外労働時間を定期的にモニタリングし、正確な労働時間を把握する。

2027年4月～ 月間の時間外労働が 45 時間を超えた社員に対し、当該部署及び管理職に対し、業務内容の見直しや調整を指示する。

●目 標④

全社員の年次有給休暇の取得日数を 1 人あたり年間平均 7 日以上とする。

2026年4月～ 年次有給休暇の取得を妨げない業務分担や業務フローの改善を部署単位で推進し、その改善策に基づき年次有給休暇の取得を促す

2027年4月～ 連続 3 日以上のリフレッシュ休暇取得を全社員に奨励する。